

# 2018年7月豪雨災害で被災した広島都市学園大学入学試験受験生に対する入学検定料・学費の減免（免除）について

## <入学検定料の返還>

### 1. 返還対象となる入学試験

広島都市学園大学が2018年度に実施するすべての学部入学試験・専攻科入学試験・大学院入学試験（2019年度入試）

### 2. 対象者

受験生のうち、災害救助法が適用された地域に受験生本人もしくは学費負担者（保護者等）が住居しており、本学が指定する被災状況に関する基準に該当する被災者を対象とする。

### 3. 対象となる被災内容

被災により次のいずれかに該当する場合

- (1) 学費負担者（保護者等）が死亡もしくは行方不明である場合
- (2) 学費負担者（保護者等）が6ヶ月以上の長期療養中もしくは重度障害を負っている場合
- (3) 学費負担者（保護者等）が所有する家屋が全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けた場合
- (4) 学費負担者（保護者等）が失業するなどして著しい家計急変があり、学費の納入が困難である場合

### 4. 申請の方法

学生募集要項に定めている出願書類とともに下記の申請書類を同封し、原則として出願期間内に郵送。通常の出願手続きにより入学検定料は一旦納入してもらうが、申請書類の確認が終わり次第、指定の口座に全額返金する。

### 5. 申請書類

- (1) 入学検定料返還申請書（所定用紙①作成）
- (2) 被災により死亡したこと等を証明する書類（写し）（上記3の（1）に該当する者）
- (3) 医師の診断書（写し）（上記3の（2）に該当する者）
- (4) 罹災証明書（写し）（上記3の（3）に該当する者）
- (5) 入学検定料返還振込依頼書（所定用紙②作成）
- (6) 上記3の（4）に該当する場合は、大学入試広報課まで問い合わせる。

### 6. 入学検定料の返還時期

本学への入金及び申請書類を確認のうえ、返還する。（試験実施から約1ヶ月後）

※支払い手数料・振込手数料は返還の対象外とする。

## <入学金の返還及び 2019 年度前期分学費の減免>

### 1. 減免対象者

上記入学検定料の返還対象者であり、合格者のうち本学の学部・専攻科・大学院に正規学生と入学した者

### 2. 入学金について

通常の入学手続きにより一旦納入してもらいが、申請書類と本学への入学を確認した後、指定口座に全額返還する。

返還時期は 2019 年 5 月頃を予定。振込手数料は返還の対象外とする。

### 3. 2019 年度前期の学費について

本学への入学を決定した者に対して前期分の授業料、施設設備費を全額免除する。入学手続き時に払い込む必要はないものとする。

### 4. 申請書類等の提出方法

申請書類等の提出方法や期限については合格発表時に知らせる。

### ◆問い合わせ先・申請書類送付先

広島都市学園大学 入試広報課

〒734-0014 広島市南区宇品西 5 丁目 13-18

電話 082-250-1133